

東北家庭科教育研究 投稿規程および執筆要領

A. 編集委員会

- ・編集には編集委員会（以下委員会という）が当たる。委員会は当面各県委員で構成するが、県委員の申し出により当該県内における会員間での交替を認める。
- ・編集事務局は当分の間、当該年度における日本家庭科教育学会東北地区会長の元に置く。

B. 投稿規程

1. 投稿者は本地区会員で会費を完納した者に限る。共同執筆者には非会員を含むことができる。ただし、投稿時に非会員一人一編につき 1,500 円を支払う。
2. 投稿内容は家庭科教育に関する研究で、その区分は研究論文、実践論文および資料とし、いずれも本誌への掲載前に他の学術誌等に発表されていないものとする。
 - ・研究論文は学術上新しい価値ある結論や事実を含むと認められるものとする。
 - ・実践論文は教育実践において有用性があると認められるものとする。
 - ・資料は今後の教育研究において資料性に富むものとする。
 - ・上記の区分は投稿者の申請を参考にし、編集委員会において決定する。
 - ・掲載に当たっては、上記の区分を明記する。
3. 投稿の手続きは次のようにする。
 - ・執筆要領に従い、著者編集による完成原稿を PDF 形式で保存した電子ファイルをメールで送付または CD により投稿する。このときファイル名は「第〇号投稿論文（氏名）」とする。ただし、最初の投稿時は本文と図表が分かれた形式も認める。また、最終段階で PDF 形式に加えて Word 形式のファイルも委員会が求めることがある。
 - ・原稿の電子ファイルとともに、次の事項を記載した送り状ファイルを添付する（ダウンロード可）。(1)申請区分、(2)和文の表題、(3)著者氏名・所属機関、(4)英文の表題、(5)英文の著者氏名・所属機関、(6)総頁数、図・表の各枚数、(7)連絡先の住所および電子メールアドレス。このときファイル名は「送り状ファイル（氏名）」とする。
4. 原稿ファイルの送付先は編集事務局宛とし、投稿料として 3,000 円を事務局に振り込む。
5. 投稿原稿は次の手続を経て、採否・区分を決定する。
 - (1) 投稿原稿の採否は査読委員の意見を基に委員会が決定する。なお当分の間、地区会において発表した研究を含むものについては学会討論を経たものとし、採用を前提に査読する。
 - (2) 委員会は原稿の内容等について著者に訂正・修正を求めることがある。
 - (3) (1)～(2)を経て採用を決定した論文について同日を受理日とし著者に通知する。受理日は論文の掲載順序に反映させる。

- (4) 受理された原稿は、委員会が訂正を求めた箇所以外に委員会の承諾なしに内容を変更してはならない。委員会は印刷上の都合により論文の体裁を変更することがある。
6. 原則として、校正は初校のみについて著者代表者が行い、校正中の内容の改変は認めない。
7. 論文は原則として図表などを含めて刷り上がり 8 頁以内とする。8 頁を超える場合の超過分については実費を著者負担とする。
8. カラー印刷を行う場合、実費を著者負担とする。
9. 会計を年度末で閉めることから、著者負担分の費用については、原則 3 月中に事務局への支払いを完了すること。
10. 発行誌は会員に各 1 部送付する。非会員が希望する場合は当該年度の冊子 1 部当たりの金額で販売する。
11. その他必要な事項は委員会が定める。

C. 執筆要領

1. 論文の形式は、特に断りのない限り日本家庭科教育学会誌の執筆要項に準ずるものとし、著者自身が別紙テンプレートまたは既刊の「東北家庭科教育研究」（第 15 号以前）を参考に、図表を本文に入れ込んだ完成原稿形に編集する。
2. A4 判用紙を縦に使用し横書きする。1 頁当たり 24 文字×49 行×2 段組みで、余白は左右 20 mm、上下 25 mm とする。ただし、標題・氏名・所属先については 2 段組みにしない。
3. 本文中に入れた図表以外に、図表を添付する必要はない。
4. 和文フォントは MS 明朝、10 ポイント（主題以外）で、カラー可とする。欧文は Century または Times New Roman が望ましい。
5. 参考・引用文献は文末に一括して掲げる。形式は別紙テンプレートに沿うが、論文の場合は著者・論文名・雑誌名・巻号・頁・発行年、単行本の場合は著者・書名・発行所・発行年を必ず記す。
6. 使用言語は日本語とするが、英文要旨を添付してもよい。その場合は、査読用に英文要旨に対応する和文要旨を添える。

（平成 14 年度 地区総会確認）

（平成 22 年度 一部文言修正）

（平成 25 年 6 月 28 日 一部改正）

（平成 26 年 11 月 8 日 一部改正）

（平成 27 年 10 月 3 日 一部改正）

（平成 28 年 10 月 1 日 一部改正）

（令和 5 年 4 月 1 日 一部改正）

（令和 6 年 9 月 21 日 一部改正）